

パーソン論とはどのような倫理か

シンガーを中心に

陀安広二

(大阪大学大学院文学研究科博士課程単位取得、哲学)

はじめに

生きるに値するのはどのような存在か。配慮に値するのはどのような存在か。これらの問いを中心に展開される倫理学説がある。しかし、このように問うことが、それだけで、倫理とは何かという問題に対する一つの立場を表明することになるということ、そして、同時に別の倫理の可能性を閉ざしてしまうことになるということに、私たちは自覺的でなければならないのではないか。小論では、このような問い合わせを中心に据える倫理学的立場であるパーソン論を批判的に検討することによって、パーソン論が立脚する倫理とはどのような倫理であり、また、パーソン論によってどのような倫理が排除されることになるのかを検討する。

パーソン論は、人工妊娠中絶や安楽死といったデリケートな現実的問題に対して、極めて実践的で積極的な主張を展開する。実践的で積極的であるがゆえに、世論から感情的な批判を受けることもあるが、小論はその種の批判をくり返すことを意図してはいない。理論的な水準で、パーソン論の前提にある倫理がどのような問題を残すのかを指し示したい。

パーソン論と一口に言っても、トゥーリーの権利論的立場からエンゲルハートのカント主義と功利主義の複合説までさまざまな形があるだろう。だが、人格であるかどうかに着目し、それを倫理的価値基準に据えるという構え自体は共通するものがある。ここではシンガーの『実践の倫理』(第二版、1993)¹に沿って論を展開していくことにする。

パーソンと非パーソン

シンガーは、『実践の倫理』で、「人間」という語の意味を、「ホモ・サピエンスという種の構成員」という生物学的意味と「理性的で自己意識のある存在」という人格的意味とに区別する。「人間」についてのこの二つの意味を区別することによって、明確な倫理基準が得られる。すなわち、「ホモ・サピエンスという種の構成員」を他の種の生命に対して優遇することは、「種差別」にすぎず、道徳的に見て何の根拠もない。道徳的に意味があるのは、「理性的で自己意識のある存在」としての人格(person)を尊重することであり、そうした人格であるなら、ホモ・サピエンスという種であろうとなかろうと、価値ある存在として尊重する必要がある、とシンガーは言う。

人格であるということがなぜ価値ある存在だと言えるのか。シンガーは四つの議論を引き合いに出し説明する²。

一つは古典的功利主義の議論であり、人格が価値ある存在として扱われなければ、他の人格の幸福の減少をまねくからというものである。すなわち、自分についての概念をもつ人格の幸福は、自分の死がしばらくは訪れないと考えれば増し、死の到来の可能性を意識すれば減少する。他の人格が殺されたと知ることによって、ある人格は自分も殺されるかもしれないと恐れ、それによってその人格の幸福は減少する。人格が尊重される価値をもつということは、もし尊重されなければ結果として他の人格の幸福が減少するという「間接的根拠」によって説明される。

二つめは選好功利主義の議論で、人格は生き続けたいという未来志向的な選好をもつからというものだ。選好功利主義は、ある存在に対する行為とその行為によって影響を受ける存在の選好が一致するかどうかを問題にする。人格を殺すことは、人格の生き続けたいという選好、おそらく人格のもつあらゆる選好のうちでもっとも基本的な選好を侵害するがゆえに、不正なのである。

三つめはトゥーリーの議論で、人格は生存する権利 (right to life) をもつからというものである³。ある存在が何らかの権利をもつというとき、それはその存在がその権利に関する欲求をもっていることを前提とする。もし権利に関する欲求をもたないなら、権利の侵害は起りえず、したがってそもそも権利は存在しなかったことになる。同様に、生存する権利をもつためには生存することを欲求する能力をもつことが前提になる。生存する欲求をもつことができるのは、「自分がある期間にわたって存在し続ける独立した実体であると認識できる存在」のみである。シンガーによれば、この存在は結局、彼の言う人格である。つまり、人格を殺すことが不正であるのは人格のもつ生存する権利を侵害するからであり、権利の侵害が起こるのは人格が生存する欲求をもつからだということになる。

最後に、自律尊重という伝統的な道徳原理が人格の価値を説明する。人格は生死を自分で選択する能力をもち、こうした人格を殺すことは人格の自律を尊重していないことになる。ゆえに人格は尊重される価値をもつ。

人格が価値ある存在であるということの根拠となり得る議論を、シンガーの列挙するままに概観したが、彼はこれらの議論をそのまま彼自身の考え方の根拠としているわけではない。しかし、議論の仕方に違いこそあれ、結論として人格に価値を置くという点では、シンガーはこれらの議論を肯定するだろう。事実、これらの議論に登場し、人格を指すと思われる概念に関して、彼は、彼自身の人格概念、つまり「理性的で自己意識のある存在」とほぼ同義であることを大筋として認めている。彼にとっては、結論的に人格の特別な価値が肯定されることに意味があるのである。

人格にこのような特別な価値が付与されることによって、人格ではない存在の価値は限定されたものとなる。「そこで私の提案は、理性、自己意識、感知、感覚能力などの点で同じレベルにあるならば、胎児の生命に人間以外の生命と同じだけの価値しか認めないようにしよう、ということである。どんな胎児も人格ではないのだから、胎児には人格と同じだけの生存する資格 (claim to life) がないのである」⁴。シンガーはまた、胎児は「潜在的人格」ではないかという反論の可能性を、「潜在的な X は、X であるものと同じ価値をもつわけではなく、X であるものがもつすべての権利をもつわけではない」⁵ という理由で退ける。現に「理性的で自己意識のある存在」でなければ、生存する資格をもちえない

のである。

同様の理由で、彼によれば、新生児にも人格と同等の生存する資格はない⁶。「新生児は胎児と同じ地点に立っており、したがって、乳児殺しや胎児殺しを禁じる理由は、自己自身を持続的に存在する独自の実体とみなすことのできる存在を殺してはならない理由に比べて少ない」⁷。私たちが本能的に乳児を守ろうとするのには「進化論的な理由」はあるだろうが、乳児の外見に対して私たちが抱く「感情 (feelings)」はさしあたって問題ではない。可愛らしく無力な乳児に手をかける行為に対する嫌悪感は、私たちを「情緒的にかき乱すが、厳密に言って（道徳的問題と）無関係な側面」であって、その行為の道徳的価値をはかる場面では考慮に入れることはできない。さらに、こうした嫌悪感には、ユダヤキリスト教的態度によって私たちに歴史的に植え付けられてきた側面があるという。それは一見、私たちの本性に自然に備わっているようにみえるが、実際はキリスト教の道徳的枠組みを土台とする感情でしかない。

このように、人格ではない存在として胎児と新生児がまず挙げられるが、生存する資格があるかどうかの基準を理性と自己意識の有無に求めるシンガーの立場からすれば、とりもなおさず、たとえば事故などで不可逆的に意識を失った人間もこの範疇に入ることになる。つまり、「かつては自らの生死について選択する能力をもつ人格であったが、今では事故や加齢によってこの能力を永久に失い、しかも、この能力を失う以前に、そのような状況に置かれたとき、生き続けたいかどうかについて何ら見解を表明していなかった」⁸ 人間も、もはや人格ではないという理由により生存する資格をもたない。

以上のようにシンガーは、理性と自己意識をもたない存在に対して、「理性的で自己意識のある存在」のもつ「生存する資格」を認めないとだが、だからといってまったく道徳的配慮の必要がないと考えているわけではない。理性や自己意識をもたないとしても、その存在が意識をもつ可能性はある。苦痛を感じないということが意識をもつ存在にとって利益である限り、そのような存在に対してできるだけ苦痛を与えないように配慮することが道徳的行為となると、シンガーは考える。「感覚的な存在が意識的である限り、彼らはできる限り多くの快楽と、できるだけ少ない苦痛をもつことに利益をもっている。感覚能力があれば、利益を等しく考慮する領域にその存在を置くことができる」⁹。すなわち、人格のもつ、ある意味で絶対的な価値に対して、意識をもつ存在はその感覚能力に応じて相対的な価値をもつ。ただし、その価値は、生命を奪うことそのものを禁ずるほど大きくはない。意識の程度に応じてその扱い方を改善したり、より多くの同種の生命を生み出すことで総量として快適さを実現すればよいとされる。

平等の原理と「内在的価値」

ところで、シンガーは、「すべての人間は平等である」ということが現在の社会において基本的な原理になっていることをふまえたうえで、平等の原理とは何かを考察している。

彼が言うには、人間がそれぞれ異なっている限り、平等の原理を平等という事実から説明することはできない。たとえば人間には等しく正義の感覚が与えられているという事実から人間の平等を説明しようとしても、その感覚の程度は人によって異なり、現実には平等は帰結しない。さらに、程度の差は一定の水準を満たす限り無視できると考えるとして

も、たとえば幼児のわがままをも説明可能な正義の感覚の水準を設けることは難しい。したがって、平等の原理は、人間が現にそうである平等の事実を主張しているのではなく、倫理の基礎的原理と考える必要がある。

事実として見れば、人間がそれぞれ異なっていることは確かである。人間には能力の差があり、性別の違いがあり、人種の違いがある。私たちは人間がそれぞれ異なっているという事実から出発せざるを得ない。この事実から出発するとき、犯してはならないのは、能力の違いや性別の違いの基礎にある「自然的特徴 (natural characteristic)」¹⁰ ないし「事実的特性 (matter of fact)」¹¹ に基づいて、それぞれの人間への配慮に違いをつけることである。どんな能力をもつか、男性であるか女性であるかといった「自然的特徴」を理由にして、配慮の程度を変えてはならない。知能が高いからといって優遇されなければならないし、男性だからといって女性よりも大きな配慮がなされなければならない。特定の「自然的特徴」をもった人間、つまり特定の誰かの利益になるように配慮することはあってはならないのである。

シンガーは、特定の誰かではなく、行為によって影響を受ける人間全員の利益を等しく考慮することが平等の原理であると考えている。人はさまざまな利益をもっている。たとえば、苦痛を避ける、自己の能力を発展させる、他人と友好的な関係を築くといった利益である。こうした利益は、その人がどのような能力をもつかということと無関係に、すべての人間が享受し得る利益である。したがって、能力の違いによって、これらの利益に対する配慮の違いがあってはならない。個々の能力といった「自然的特徴」ないし「事実的特性」とは無関係に、「利益に対する平等な配慮 (equal consideration of interests)」¹² が求められるのである。

さて、このように、シンガーは、「自然的特徴」ないし「事実的特性」を根拠にした配慮の差別を批判し、「利益に対する平等な配慮」を主張するのだが、この主張は、一見すると、理性と自己意識の有無を根拠にしたパーソンと非パーソンの区別、さらにそれらの間の価値の区別という彼の考え方と相反するように思われる。人格は理性と自己意識をもつがゆえに特別な価値をもち、生存する資格をもつが、人格でないものは理性と自己意識を欠くがゆえに生存する資格をもたないとされた。しかし、理性も自己意識も、能力や性別と同様に、「自然的特徴」ないし「事実的特性」の一つだと考えられるのではないかだろうか。理性と自己意識があるかどうかを基準に生存する資格を問題にすることは、「自然的特徴」に基づいた配慮の違いにつながるのではないだろうか。理性と自己意識をもつかどうかを、シンガーは人格として扱うための「内在的価値 (intrinsic value)」¹³ がその存在にあるかどうかだと述べているが、この「内在的価値」という発想そのものが、「利益に対する平等な配慮」が拒否するところの事実に基づいた配慮の差別に結びつくことにはならないか。

この疑問に対するシンガーの回答は次のようなものかもしれない。ある能力や性別が配慮の違いの根拠になつてはならないのは、それらがその存在のもつ利益とは無関係である場合である。もし、その存在のもつ利益に関わる能力であるならば、その能力の有無によって配慮の違いをつけることは何ら不正なことではない。理性と自己意識はこの種の能力である。というのも、理性と自己意識が欠如している場合、人格としての配慮が目指すはずの利益の享受そのものが不可能であり、したがって利益に対する配慮そのものが無意味になるからだ。

実際彼はこのような例を挙げている。「利益に対する平等な配慮」が必要だとしても、消防士の募集の際に車椅子生活者を応募者から排除し、印刷物の校正係りの募集で盲目の人の応募を拒否することは不正ではない¹⁴。この例は、障害者が特定の職業に就けないことを理由に、それ以外の場合でも同様に排除されることはあってはならない、という趣旨の文脈で述べられたものであるが、「利益に対する平等な配慮」における平等な配慮の適用範囲は、その利益の受容能力と相関的に決定されるということを間接的に示しているように思われる。すなわち、消防士への応募に際して平等な配慮を受けるためには、足が不自由ではないという条件を満たす必要があり、たとえその条件を満たさないために応募することすら認められなかつたとしても、それは不平等な扱いを受けたことにはならない。この場合、足が不自由ではないという「自然的特徴」をもつ人間だけが消防士への応募という利益をもち、その利益に対する平等な配慮に値するのである。また、シンガーは障害者への不当な差別に抗議して、平等の原理は「知的な障害であれ身体的な障害であれ、その障害が問題となっている利益に影響しないものである限りは (so far as the disability is not relevant to the interests under consideration) 障害を根拠にした差別を否定する」¹⁵ としているが、これは、ある利益に対する配慮の前提としてその利益をもつことができるかどうかという問題があり、もしその利益をもつことがないのであれば、配慮の対象外になるという、配慮一般の前提条件を述べていると考えることができる。要するに、問題となっている利益に関わらない「自然的特徴」を根拠にした配慮の違いは不正であるが、問題となっている利益に関わる「自然的特徴」は「内在的価値」であり、「内在的価値」の有無を根拠にした配慮の違いは不正ではないということだろう。

この考えは形式的には理解できる。いくら利益に対する配慮をしたところで、当事者がそれを利益としていないのであれば、配慮をしても無意味であり、私たちにとって配慮をする義務は生じないだろう。胎児や新生児に対して人格と同様の配慮をすることは、彼らにとって「自己」というものがまだ存在し得ない限り、彼らにとって利益とはならないだろう。ある存在の生命を奪わない配慮が道徳的に要求されるのは、その存在が自分自身をある期間にわたって存在し続ける独立した実体であると認識していること、つまり自己認識がすでに成立していることを前提とし、そのようなものとしての「自己」を生存させ続けることがその存在にとって有益である場合のみであろう。自己意識があるかどうかは、人格としての配慮が道徳的に意味をもつかどうかの指標となるのである。

過剰な配慮の倫理的価値

シンガーは、ある利益に対する配慮が有意味であるためには配慮の受け手が当の利益をもつものであるかどうかを問う必要があると考える。それは、言い換えれば、行為の受け手が、その利益に対する配慮に値する存在であるかどうか、その利益に対する配慮を受ける資格をもつかどうかを問うということである。人格としての配慮を受けるためには、その配慮を自らの利益とすることができる存在であること、すなわち「理性的で自己意識のある存在」であり、人格であることが前提となる。前提となるこの資格要件を満たさないならば、その存在は人格としての配慮を受ける権利はもち得ず、また、私たちにはそれを人格として扱う道徳的義務は課せられない。

シンガーによれば、胎児や新生児は、非パーソンであるから、人格としての配慮を受ける資格をもたない。人格が生存し続けることを利益とする限りにおいて人格としての配慮は生命を奪わないことに存するが、胎児や新生児が非パーソンである限り、その生命を奪うこと自体は不正ではないということになる。ただ、だからといって、胎児や新生児の生命が軽く扱われてよいというわけではないとシンガーは言う。第一に、人格としての配慮には値しないものの、快苦の感覚や意識をもち得る限り、胎児や新生児はできるだけ苦痛を感じないように扱われる必要がある。より多くの快楽とより少ない苦痛をもつことを利益とする意識的存在である限り、その利益に応じた道徳的配慮が私たちには課せられる。第二に、その生命の処遇の決定権は両親にあり、胎児の中絶や重度障害新生児の安楽死は両親がそれを望んでいることが前提となる。すなわち、胎児や新生児には人格として配慮するための「内在的価値」は欠如しているが、彼らにとっての利益になるかどうかという観点から目を轉じ、両親の利益に注目すれば、まだ子どもをもちたくない、あるいは障害新生児を育てたくないという両親の意向（もちろん可能な限り生かしたいという意向をもつ場合もあるだろう）を尊重することによって、両親の選好を満たし、彼らの利益を実現することができる。シンガーは、こうした点が考慮される限り胎児や新生児の生命が過度に軽視されることはないと考える。

パーソン論の依拠するパーソンと非パーソンの区別は、こうして倫理的対象のもち得る利益に応じた配慮を可能にするが、しかし、そうした ある利益とそれに対する配慮の整合性 基づく倫理理論は一方で倫理的事象の領域を狭めてしまうのではないだろうか。

たしかに、シンガーの言うように、人間の動物に対する扱いは不当であったかもしれない。動物が快苦の感覚をもつならばそれに配慮した扱いが必要になる。また、ある種の動物が自己意識をもち得るならば、人間に劣らぬ配慮が必要になるかもしれない。人間を他の動物に対して特別視する倫理は「種差別」に根ざすものでしかないだろう。人間中心主義を離れ、それがどのような道徳的地位にあるのかを見極め、その道徳的地位にふさわしい配慮をすることが求められる。それが存在のもち得る利益よりも小さい利益しか満たさない配慮であったなら見直すべきだろう。だが、ある利益とそれに対する配慮の整合性という観点は、ある利益に対する過小な配慮を正す一方で、ある利益に対する過剰な配慮をほとんど無意味なものとしてしまうだろう。自己意識はないが快苦の感覚をもつ存在に対する人格としての配慮は、それがもち得る利益の範囲を超えたものである限り、整合的ではなく、道徳的に見てあまり意味のないものとなろう。快苦の感覚をもつ存在に対しては、できるだけ多くの快楽を与え、できるだけ少ない苦痛しか与えないという配慮で十分であって、本来それ以上の配慮の必要はない。この過剰な配慮、たとえば重度障害新生児に対してすでに何らかの人格を認め、死なせるにしのびないと思う両親の感情を、シンガー自身も、まったく無意味であると考えているのではない。しかし、ある利益とそれに対する配慮の整合性 という観点に立つ限り、こうした感情は意識しかもたない存在をめぐる道徳的問題にとって「間接的な (indirect)」¹⁶ あるいは「付帯的な (extrinsic)」¹⁷ 性質のものでしかない。

ある利益に対する過剰な配慮は、パーソン論の枠組みでは、まったく無意味ではないにせよ、少なくとも二次的な価値しかもたないものとなる。けれども、こうした過剰な配慮が実際は私たちの倫理的行為の実質的内容を構成するのではないだろうか¹⁸。

たとえば、障害新生児の処遇に影響する両親の選好について考えてみよう。障害をもつ子どもを育てていく経済的能力がないために両親が安楽死を選択する場合、その選択は両親自身の利益に関わる選好と一致すると考えられる。安楽死を選択するかどうかはその後の両親の人生に大きな影響を与えるために、行為選択には両親の選好と一致するかどうかという観点が関わってくる。その選好は、両親自身がどのような利益をもつか、というものだろう。しかしその一方で、同じように安楽死を選択した場合でも、両親の選好が新生児の側の利益に配慮したものである可能性はある。すなわち、両親の選好が、彼ら自身の経済的事情や精神的負担の大きさに関わるのではなく、新生児をすでに「我が子」として受け止め、代替不可能な人格的存在とみなすことに関わる場合である。障害を抱えているために「彼（彼女）」の人生には数多くの困難が待ち受けているだろう。可能な限り支えていきたいが「彼（彼女）」が困難な人生を肯定的に受け入れができるかどうか確かではない。「彼（彼女）」をそのような困難な人生に赴かせるにしのびない。このようにして安楽死を選択することもある。このとき両親の選好は、彼ら自身の利益ではなく、人格的存在として捉えられた新生児自身の利益に向けられていると考えられる。

このように新生児をあたかも人格的存在とみなすことは、パーソン論の立場からすれば、その道徳的地位の錯誤に基づく、利益との整合性をもたない過剰な配慮と言えるだろう。あるいは「潜在的人格」というあいまいな人格概念に起因する混乱した感情でしかないだろう。また、新生児の利益に対する配慮といっても、結局のところ両親自身の利益がそこに投影された配慮であると考えられるかもしれない。しかし、両親が新生児を人格として現に扱うことが行為選択の動機になっている限り、その過剰な配慮は倫理的に重要な意味をもつのであって、単に「間接的な」あるいは「付帯的な」次元のものとは言えない。実際、両親が重度障害新生児を死なせるという選択をするにせよ、できるだけ生かすという選択をするにせよ、その行為選択が、新生児を単に匿名の意識的存在ではなく「我が子」として受け入れることを動機としてもつならば、その動機をそれとして肯定すること、「付帯的な」ものとしてではなく第一義的なものとして認めることが、両親の選好を正確に満たすことになるはずである。なぜなら、そのときの両親の選好には、意識的存在のもち得る快苦への関心のみならず、新生児を「我が子」として受け入れ、それに人格として接するという関心が現に含まれるからである。

おわりに

ある利益とそれに対する配慮の整合性 という倫理的観点に立てば、ある利益をもつ存在はその利益に応じた配慮を平等に受けることが可能になる。自己のもち得る利益に対して過小な配慮しか受け得なかつたものは、その利益とつり合つた正当な配慮を受ける権利を取り戻すことになるだろう。しかし一方で、ある利益とそれに対する配慮の整合性 という観点に立つことは、ある利益に対する過剰な配慮がもち得る倫理的価値を低く見ることを含んでいる。たしかに、シンガーは過剰な配慮を不整合とみなしながらも、それに一定の倫理的価値を与えてはいる。倫理的配慮の受け手のもつ利益から、その行為に関わる周囲の人々の選好に目を移せば、周囲の人々の選好を満たすことは、たとえその選好が過剰な配慮を含むものであっても、功利主義的に見れば一定の意味をもつ。しかし、その

場合でも、過剰な配慮がそれとして認められないならば、その選好を過不足なく満たすことにはならないだろう。対象のもち得る利益との整合性を度外視して、それに可能な限りの配慮をせずにはいられないということが選好の実質に含まれるなら、その選好の実質をそれ自体として肯定することが、選好の満足には必要なはずである。シンガーのパーソン論が要求する ある利益とそれに対する配慮の整合性 は、このような過剰な配慮の倫理的価値の把握に関して問題を残すのである。

注

¹ P. Singer, *Practical Ethics*, Second edition, Cambridge University Press, 1993. 山内友三郎・塚崎智監訳『実践の倫理』[新版](昭和堂 2002年)

² ibid., pp.89-101. 邦訳 108-122 頁

³ シンガーはトゥーリーの権利論に対して一定の距離をとりつつも、その大筋を認めてい るように思われる。

⁴ ibid., p.151. 邦訳 183 頁

⁵ ibid., p.153. 邦訳 185 頁

⁶ 胎児がいつから意識をもちはじめ、新生児がいつから自己意識をもちはじめるかという問題は、それらの道徳的地位を決定するうえでパーソン論にとっては重要である。『実践の倫理』では、シンガーは胎児に関しては感覚刺激を脳が構造上受容できるようになる時期として妊娠 18 週目を挙げ、新生児については明確に示してはいない(仮に誕生後一ヶ月以降とすれば十分だと述べてはいる)。

⁷ ibid., p.171. 邦訳 206 頁

⁸ ibid., p.191. 邦訳 229 頁 非自発的安楽死は認められるというのがシンガーの立場である。ただし、そのような安楽死を拒否する意思が示されていればそれを尊重すべきだとも述べている。広義のリヴィング・ウィルの尊重と解釈できるが、リヴィング・ウィルの尊重がパーソン論のなかで首尾一貫性をもつとすれば次のような意味においてのみであろう。かつて人格であったという理由によって、もはや人格ではなくなった存在の意思を尊重することはできないが、リヴィング・ウィルを尊重する社会的姿勢には、他の人々に「意思に反した処置はされない」という安心感を与え、その幸福を増大させる効果はある。リヴィング・ウィルの尊重は、当事者がもはやその利益を享受し得ない以上、当事者にとっては無意味であるが、功利主義的な観点から見れば一定の意味をもつ。

⁹ ibid., p.131. 邦訳 159 頁

¹⁰ ibid., p.19. 邦訳 22 頁

¹¹ ibid., p.20. 邦訳 24 頁

¹² ibid., p.21. 邦訳 24 頁 他の箇所にも頻繁に登場する。

¹³ ibid., p.151, 192. 邦訳 183, 230 頁 cf.p.154. 邦訳 187 頁

¹⁴ ibid., p.52. 邦訳 62 頁

¹⁵ ibid., p.23. 邦訳 27 頁

¹⁶ ibid., p.132. 邦訳 160 頁

¹⁷ ibid., p.184. 邦訳 221 頁

¹⁸ たとえば、水子供養、痴呆性老人に対するケア、遺体に対する敬意、コンパニオン・アニマルへの愛情などがこの文脈で考えられる。こうした配慮が私たちの生活を道徳的なものにしているのであれば、それがいかに過剰なものであっても、そこには道徳的なものの何らかの本質があるのではないか。過剰な配慮の最たるものとしてモノへの愛着を挙げができるかもしれない。さらに、精霊信仰などのアニミズムは、対象のもち得る利益との整合性のないこうした配慮が「道徳の起源」である可能性を物語ってはいないか。